

平成27年度第2回八街市地域公共交通協議会（平成27年6月25日）会議要旨

- 日 時 : 平成27年6月25日（木） 午後3時から午後4時5分
- 会 場 : 八街市役所第1庁舎3階 第1会議室
- 出席者 : 委員26名中19名（代理出席者2名を含む）、欠席7名
- 傍聴人 : 0人

1. 開会

（事務局）

定刻となったので、平成27年度第2回八街市地域公共交通協議会を開会する。

本日の出席者は代理出席者2名を含めまして委員26名中、19名となっている。

なお、「千葉交通株式会社 鶴澤様」、「八街タクシー株式会社 戸川様」、「有限会社相孝 飯塚様」、「千葉県佐倉警察署 小林様」、「八街市身体障害者福社会 越川様」、「千葉県交通計画課 岡崎様」、「八街市教育委員会 吉田教育次長」の7名から欠席の連絡を頂いている。

1. 会長あいさつ

本日の議題は次第にあるとおり5件である。

主な議題は、国からの補助金約440万円を活用した八街市地域公共交通網形成計画の策定である。

この地域公共交通網形成計画は、昨年11月の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、持続可能な地域公共交通網の形成に資するため、策定できることとなったものであり、地域にとって望ましい公共交通網のすがたを明らかにする「マスタープラン」としての役割を果たすものである。本日はこの計画の概要説明、スケジュール日程及び関連した議題として法改正に伴う本協議会の規約の制定について審議していただく。

また、平成26年度から審議してきた「ふれあいバス」の日曜日及び年末年始の運休について、臨時便の運行及び運賃の取り扱いも含めて議題となっている。よろしくご審議いただきたい。

（事務局）

次に、平成27年度を迎えて書面開催を除く初めての協議会となり、新しく委員となった方もいるので委員及び事務局職員の紹介をさせていただきます。

2. 委員及び事務局職員の紹介

（委員及び事務局職員紹介）

（事務局）

八街市地域公共交通協議会規約第9条の規定により、会議の議長は会長をもって充て

ることとなっているので、議事進行について榎本会長にお願いする。

4. 議 題

(会 長)

それでは、議題に入らせていただく。

(1) 監査委員の指名について

(会 長)

議題（１）「監査委員の指名」について、事務局より説明を求める。

(事務局)

議題第 1 号「監査委員の指名」について、ご説明申し上げます。

これは、前監査委員であった千葉県交通計画課 伊藤委員の異動に伴い、監査委員が 1 名欠員となったことから新たに監査委員を指名しようとするものである。

監査委員の指名については、八街市地域公共交通協議会規約第 1 5 条の規定により、会長が指名することとなっている。

(会 長)

監査委員には、千葉県交通計画課伊藤委員の後任である岡崎委員を指名する。

なお、岡崎委員は本日欠席の届出が提出されているが、本人の承諾をあらかじめ得ていることから、監査委員に指名させていただく。

ただいま指名した岡崎委員を監査委員とすることにご異議ないか。

(異議なし)

ご異議ないので、そのように決定する。

(2) 平成 2 6 年度事業報告及び平成 2 6 年度歳入歳出決算の認定について

(会 長)

次に、議題（２）、「平成 2 6 年度事業報告及び平成 2 6 年度歳入歳出決算の認定」について、事務局より説明を求める。

(事務局)

議題第 2 号平成 2 6 年度事業報告及び平成 2 6 年度歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

最初に、平成 2 6 年度事業についてご報告申し上げます。

資料の 3 ページをお開きください。

(資料の 3 ページ、4 ページに沿って報告)

次に、平成26年度歳入歳出決算（案）についてご説明申し上げます。

資料の5ページをお開きください。

はじめに歳入についてご説明申し上げます。

当初予算額430,000円に対して、収入済額は430,040円。

次に歳出についてご説明申し上げます。

当初予算額430,000円に対して、支出済額は364,430円。

歳入歳出決算の概要についてご説明申し上げます。

歳入1款負担金1項負担金1目負担金1節市負担金については収入済額430,000円。これは市の負担金である。

次に、2款諸収入1項雑入1目雑入1節雑入については収入済額40円。これは預金利息である。

以上歳入総額については当初予算額430,000円に対して、収入済額は430,040円。

次に、歳出1款総務費1項総務費についてご説明申し上げます。

1目総務費8節報償費については支出済額300,000円。これは協議会委員60名分の報償費である。12節役務費については支出済額28,836円。これは62件分の振込依頼手数料である。

次に、2目事務局費11節需用費について支出済額5,594円。これは消耗品費である。

次に、2款事業費1項事業推進費1目調査研究費8節報償費については支出済額30,000円。これは先ほど事業報告でも説明した平成26年11月30日に開催した地域公共交通協議会に関する勉強会における講師の報償費である。勉強会には一般参加者を含め42名の参加があった。

次に3款予備費1項予備費1目予備費1節予備費については支出はない。

以上歳出総額については当初予算額430,000円に対して、支出済額は364,430円となっている。

収入支出差引の結果、残額65,610円については「八街市と八街市地域公共交通協議会における負担金等に関する協定書」第6条の規定により、八街市に返戻するものである。

以上、平成26年度歳入歳出決算（案）について説明を終わらせていただく。

(会長)

ただいま、事務局から説明のあった「平成26年度歳入歳出決算」について、原監査委員より監査報告をお願いします。

(原監査委員)

平成27年5月11日、通帳及び各帳簿類を確認した結果、適正に処理がされていたことを、監査報告申し上げます。 監査委員 原弘行、同じく監査委員 伊藤昌夫

(会長)

ただいま、事務局から説明のあった「平成26年度事業報告及び平成26年度歳入歳

出決算の認定」について、質疑はいかがか。質疑がなければ、これで質疑を終了する。
次に採決をする。この議題を認定することにご異議ないか。

(異議なし)

この議題は認定された。

(3) 八街市地域公共交通協議会規約の廃止及び制定について

(会 長)

次に、議題(3)「八街市地域公共交通協議会規約の廃止及び制定」について、事務局より説明を求める。

(事務局)

議題第3号八街市地域公共交通協議会規約の廃止及び制定についてご説明申し上げます。資料の11ページをお開きください。

これは平成26年11月に、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律」の施行により、「地域公共交通総合連携計画」にかわり、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を図るための「地域公共交通網形成計画」が作成できることとなった。これに伴い、平成24年9月19日施行の八街市地域公共交通協議会規約を廃止し、新たに八街市地域公共交通協議会規約を制定するものである。

主な変更点については新旧対照表にあるとおり、第1条(目的)にある「地域公共交通総合連携計画の作成に関する協議等」を「地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関し必要な協議等」に変更するとともに、第3条(所掌事務)第1号から第3号にある連携計画を形成計画に変更及び形成計画の達成状況の評価に関することを追加するものである。

なお、第4条から第20条及び別表に変更点はない。資料の6ページから10ページに新たに制定する八街市地域公共交通協議会規約を掲載している。

以上、八街市地域公共交通協議会規約の廃止及び制定について説明を終わらせていただく。

(会 長)

ただいま、事務局から説明のあった「八街市地域公共交通協議会規約の廃止及び制定」について、質疑はいかがか。

(質疑なし)

質疑がなければ、これで質疑を終了する。

次に採決をする。この議題を承認することにご異議ないか。

(異議なし)

この議題は承認された。

(4) 八街市地域公共交通網形成計画の策定について

(会 長)

次に、議題(4)「八街市地域公共交通網形成計画の策定」について、事務局より説明を求める。

(事務局)

議題第4号八街市地域公共交通網形成計画の策定についてご説明申し上げます。

参考資料として11ページから25ページに国土交通省が発行した地域公共交通活性化再生法の一部改正に関する資料を添付してある。

それでは、地域公共交通網形成計画につきましてご説明申し上げます。

平成26年11月に、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律」が施行された。この改正のポイントは平成25年12月に公布・施行された交通政策基本法にある国民等の交通に対する基本的な需要が適切に充足されることが重要である等の基本理念に則り、地方公共団体が中心となり、まちづくりと連携し、面的な公共交通ネットワークを再構築するというものである。

この法律の施行に伴い、まちづくりや観光振興等の地域戦略と明確に結びつきがない、または特定の路線にコミュニティバス等を導入するための単体の計画にとどまっている「地域公共交通総合連携計画」が廃止され、地域にとって望ましい公共交通のすがたを明らかにし、マスタープランとしての役割を果たす「地域公共交通網形成計画」を策定するものとなった。

地域公共交通網形成計画の策定にあたっては、事業者と協議の上、地方公共団体が協議会を開催し策定することとなっており、従前の地域公共交通総合連携計画に追加する事項として「コンパクトシティの実現に向けたまちづくりとの連携」及び「地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築」が定められている。

また、地域公共交通網形成計画に地域公共交通再編事業に関する事項を記載した場合は、地域公共交通網形成計画を実現するための実施計画である地域公共交通再編実施計画を策定することができる。

資料の26ページをお開きください。

地域公共交通網形成計画策定のため、本協議会が調査から策定までに必要となる業務を委託契約する予定となっているランドブレイン株式会社の概要である。

それでは、ランドブレイン株式会社を契約予定者として決定するまでの経過につきましてご報告申し上げます。

4月13日、八街市地域公共交通協議会として平成27年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域公共交通調査事業(計画策定事業))の交付申請をしたところ、5月11日付で4,441,000円の交付決定がされた。

これを受け、5月15日に第1回八街市地域公共交通協議会を书面開催し、平成27

年度補正予算及び平成27年度事業計画の変更、並びに八街市地域公共交通網形成計画策定に向けた調査業務の事業実施者の選定方法をプロポーザル方式とすることについて、委員の皆さまにご審議いただいたところ、委員全員から承認をいただいた。

このことにより、5月22日から事業実施者の公募をはじめたところ、4社から参加表明書が提出され、6月10日に八街市地域公共交通協議会委員と事務局から選出した5名による審査委員会を開催し、厳正な審査をした結果、ランドブレイン株式会社が契約予定者として決定された。

次に資料の28ページをお開きください。計画策定までの今後の予定である。それでは行程表についてご説明申し上げます。

(資料28ページの行程表を説明)

本日、協議会で承認をいただいたら、ランドブレイン株式会社と正式に業務委託契約を締結し、行程表のとおり策定業務を進めてよろしいか伺うものである。

以上、八街市地域公共交通網形成計画の策定について説明を終わらせていただく。

(会長)

ただいま、事務局から説明のあった「八街市地域公共交通網形成計画の策定」について、質疑はいかがか。

(中村委員)

形成計画策定までの行程表について、公共交通再編の前提条件の整理は前倒しで作業するべきではないか。

(事務局)

9月から10月の調査の結果を得て、市民ニーズ等を把握してから再編の前提条件を整理するという形をとる予定であったが、調査と平行して前提条件の整理を行っていくこととしたい。

(武井委員)

できる作業から先に取りかかっていくということで良いのではないか。

(会長)

あくまでこの行程表は予定であるので、できる作業から先に取り組んでいくこととしたい。他に質疑はいかがか。

(佐藤委員)

行程表に「地域ニーズの取りまとめ」とあるが、どのように行うのか。

(事務局)

小学校区別検討会については、当初、協議会主催の会議を開催する予定であったが、会議に市民が集まらないことも想定されるので、現在、事務局職員が地区別社会福祉協議会の場に直接出向いて意見を伺うという方法を検討している。

また、ふれあいバスの利用状況調査については運行事業者の協力をお願いする。OD調査については契約予定者であるランドブレイン株式会社の調査員が直接バスに乗り込み、アンケート調査を行う予定である。

こういった意見聴取やアンケートを利用して地域ニーズを取りまとめていく予定である。

(佐藤委員)

時刻表ひとつとっても市民にとってはわかりづらい。大変ではあると思うが、ふれあいバスを利用してもらうために、アンケートよりも直接地域に出向いて市民の生の声を聞いてもらいたい。

(会長)

ほかに質疑はいかがか。

(石毛委員)

ふれあいバスに乗らない市民に「何でふれあいバスを利用しないのか」といった調査は行わないのか。

(事務局)

乗降調査やOD調査はバス利用者に対する調査となるが、地区別社会福祉協議会の出席者の中には普段ふれあいバスを利用しない方もいると思われるので、そこで意見を伺いたいと考えている。

(中村委員)

8月に第3回協議会を開催する予定となっているが、その際に市民ニーズの中間報告はされるのか。

(事務局)

今のところ、各地区別社会福祉協議会がいつ頃開催されるか未定の状況にある。地区別社会福祉協議会の開催時期によっては中間報告ができない可能性があるが、行程表にある第3回協議会の開催時期については、あくまで予定であるので、中間報告ができる時期として9月頃に変更することも検討したい。

(会 長)

ほかに質疑はいかがか。質疑がなければ、これで質疑を終了する。

次に採決をする。この議題を承認することにご異議ないか。

(異議なし)

この議題は承認された。

ただいま承認された八街市地域公共交通網形成計画策定について、契約予定者であるランドブレイン株式会社の担当者をお呼びしているので、ご紹介する。

(ランドブレイン株式会社 担当者 紹介)

(5) ふれあいバスの日曜日及び年末年始の運休について

(会 長)

次に、議題(5)「ふれあいバスの日曜日及び年末年始の運休」について、事務局より説明を求める。

(事務局)

議題第5号ふれあいバスの日曜日及び年末年始の運休についてご説明申し上げます。

資料の29ページをお開きください。

ふれあいバスの日曜日及び年末年始の運休については、平成26年度の協議会において検討、協議した結果、委員からご承認をいただいたところである。

概要についてご説明申し上げます。

日曜日及び年末年始の運休に係わる路線は5コース全路線。

適用する期間は平成27年9月6日の日曜日からとする。

これに伴い、運行日は祝日を含む月曜日から土曜日となり、運休日は日曜日及び年末年始期間として12月31日から1月3日の4日間とする。

なお、平成26年度の協議会の議題となっていた臨時便の運行については、11月の日曜日に行われる八街大祭、八街産業まつりの開催日とし、臨時運行本数は行事が行われる時間を勘案して、各コース朝1便を除く5便とする。臨時運行便の運賃の取り扱いについては、市民等への利用促進に向けた啓発の一環として無料とする。

次に、運休についての周知活動につきましてご報告する。

4月15日、区長会議で説明、6月1日、学校だよりに掲載、ふれあいバス車内、ふれあいバスターミナル、市内公共施設でのポスター掲示。なお、市内公共施設ではチラシの配布もした。6月10日、区回覧、6月15日、広報やちまた、市ホームページに掲載。

今後、7月から8月にかけて、ふれあいバスの各バス停に運休のお知らせを掲示していく予定である。

以上、ふれあいバスの日曜日及び年末年始の運休について説明を終わらせていただく。

(会 長)

ただいま、事務局から説明のあった「ふれあいバスの日曜日及び年末年始の運休」について、質疑はいかがか。

(中村委員)

八街大祭の臨時便は時刻表のとりの運行はできないのではないかと。

(事務局)

ご指摘のとおりであるが、ふれあいバスの利用啓発も兼ねて臨時運行を考えている。また、例年どおり臨時バス停の設置等で対応する予定である。

(中村委員)

市民体育祭での臨時運行はいかがか。

(事務局)

市民体育祭については天候により中止等もある。中止となった際にふれあいバスも運休するといった急な対応は運行事業者もできないと思われる。そういった理由から、ふれあいバスではなく、チャーター便での対応を考えている。

(中村委員)

大型バスのチャーター便より小型のふれあいバスの方が経費的にも安いのではないかと。また、雨天時の中止等の対応については、市財政が大変な時期であるので運行業者に協力をいただいくのもひとつと考える。運行事業者の意見を伺いたい。

(今井委員)

ふれあいバスは路線バスなのでルートを外れることはできない。つまり、県道沿いには止まれるが、スポーツプラザ敷地内に入ることはできない。また、ふれあいバスは25人乗りのため、それ以上の乗客がいた場合には対応できない。そういったリスクを考えると、ふれあいバスではなく、チャーター便を小型、中型に変えていくといった検討をするべきと考える。

また、これから日曜日の運休を進めていくなかで、臨時運行日を増やしていくことにより、市民のニーズは多様であるから逆に不平不満が出てしまうのではないかとと思われる。臨時運行は八街大祭と産業まつりと限った方が良いと思う。

(会 長)

ほかに質疑はないか。質疑がなければ、これで質疑を終了する。
次に採決をする。この議題を承認することにご異議ないか。

(異議なし)

この議題は承認された。

(5) その他

(会 長)

その他であるが、事務局より何かあるか。

(事務局)

書面開催した第1回地域公共交通協議会でご承認いただいた内容ではあるが、平成27年度事業計画について、机上に配布しておいたので確認をお願いします。

(会長)

この他に何かご意見などはあるか。なければ進行を事務局に戻す。

4. 閉会

次回の開催については改めて通知する。

以上をもって、平成27年度第2回八街市地域公共交通協議会を終了させていただきます。